次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
［一～七　略］ 八　立憲民主党 ［㈠～㈥　略］ ㈦　所属国会議員 氏名　住所　選出区分　選挙期日 同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出された者は ○ ［略］ 羽田　次郎　長野県上田市材木町一―一―一三　参議院議員　令和三年四月二十五日　長野県 ［略］ ［㈧・㈨　略］ ［九　略］	［一～七　同上］ 八　立憲民主党 ［㈠～㈥　同上］ ㈦　所属国会議員 氏名　住所　選出区分　選挙期日 同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出された者は ○ ［同上］ 羽田　次郎　長野県上田市材木町一―一―三　参議院議員　令和三年四月二十五日　長野県 ［同上］ ［㈧・㈨　同上］ ［九　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百一号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和六年十月二十八日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、法第六条第二項において準用する法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月三日

総務大臣　村上誠一郎

政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
日本維新の会	支部の数	二五〇	二五五	（届出年月日　令和七年三月十日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二五〇	二五五	
日本維新の会	支部の数	二五〇	二四九	（届出年月日　令和七年三月二十五日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二五〇	二四九	
立憲民主党	支部の数	三七〇	三六九	（届出年月日　令和七年三月二十七日）
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三七〇	三六九	